

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度 上尾市文化財保護審議会 第2回会議		
開 催 日 時	令和8年3月26日(木) 14時00分～16時40分		
開 催 場 所	上尾公民館 講座室 501		
議長(委員長・会長)氏名	遠山 正博		
出席者(委員)氏名	犬飼 大、井上 肇、岸 清俊、杉山 正司、村田 章人、後藤 知美		
欠席者(委員)氏名	小島 孝夫		
事務局(庶務担当)	加藤教育総務部長、池田教育総務部次長、白石生涯学習課長、小宮山副主幹、長谷尾主任		
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果	
	報告 (1) 令和7年度の主な文化財保護事業の進捗について 議事 (1) 令和8年度の主な文化財保護事業の計画について (2) 殿山古墳の現状変更申請について (3) その他	報告 (1) 本年度事業の進捗報告、質疑応答 議事 (1) 来年度の事業計画を説明、質疑応答 (2) 変更申請状況を説明、方針を確認 (3) 市指定文化財(歴史資料)について方針を説明	
議 事 の 経 過		別紙のとおり	傍聴者数 1名
会 議 資 料		別紙のとおり	
議事の内容・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和8年 7 月 28 日 議長(委員長・会長)の署名 <u>遠山正博</u>			

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
生涯学習課長	【１ 開会】 本日は御多用の中をお集まりいただき、誠にありがとうございます。 本日、司会を務めます上尾市教育委員会 生涯学習課長の白石と申します。御協力のほどよろしくお願いいたします。 定刻となりましたので、「令和７年度 上尾市文化財保護審議会第２回会議」を開会いたします。 皆様に配布しております「会議資料」の次第により進めてまいります。
生涯学習課長	【２ 委員長挨拶】 まずはじめに、遠山委員長より御挨拶をお願いいたします。
委員長	<委員長挨拶>
教育長	【３ 教育長挨拶】 <教育長あいさつ>
生涯学習課長	ありがとうございました。 教育長は次の公務のためここで退席させていただきます。 <教育長退席> ありがとうございました。 それではこれより「報告」と「議事」に入ります。進行につきましては、上尾市文化財保護条例 第２９条第１号の規定に基づきまして、遠山委員長をお願いいたします。
委員長	「上尾市文化財保護条例」第２９条第２項の規定から半数の委員が出席していますので、この会議が成立することを御報告いたします。 本日、傍聴人の方はいらっしゃいますか。

生涯学習課長	1名の傍聴希望者がいますので、許可をお願いいたします。
委員長	許可しますので、御案内お願いします。 傍聴の方をお願いします。会議を傍聴される方は、傍聴に当たっての注意事項をお守りになり、傍聴をお願いします。 それでは議事を進行させていただきます。
委員長	【3 報告】 報告（1）令和7年度の主な文化財保護事業の進捗について、事務局から説明をお願いします。
事務局	ア 文化財調査・保存事業 について説明
委員長	ア 文化財調査・保存事業についての説明が終わりました。 御意見、御質問のある方はお願いします。
委員長	川の大じめの撤去した部分に名板などをつける予定がありますか。
事務局	現状では川の大じめの説明板は設置してあります。将来的には何かモニメント的なものが設置されるといいなと思っております。庚申塔と川の大じめがあったのですが、庚申塔はそのまま残っています。そして川の大じめの説明板が現地にございます。
委員長	一般市民に分かるような方法で名板とか設置していただければと思います。
井上委員	川の大じめの継続や民俗行事について、後継者不足などさまざまな問題があるが、文化財として指定や今後の取り扱いについてどう考えていますか。
事務局	行事が無形民俗文化財に指定されています。川の大じめの保存会の人たちは継続しない方向で考えているようです。もともと川の大じめは保

	存会の皆さんが、その地域に代々住んでいる方だけで継承してきていて、その中での次世代継承が難しいという背景もあったため、再度保存会の会長と話をしたいと考えております。 無形民俗文化財なので、映像記録としては記録保存されていて、ホームページにも公開してあります。
井上委員	川の大じめは非常に面白い形態です。どろいんきょも含め、大変面白いものを残してきており、ある種上尾らしさのひとつなのではないかと思います。
生涯学習課長	現状として保存会が活動できる状態ではなくなっています。お話がありましたように、上尾としてもこれまで伝えられてきたものなので、今後については保存会とも相談し、協議しながら進めていきたいと思えます。そのうえで、今後どうしても指定解除ということになれば、また改めてこちらにご相談ということにはなるかと思えます。
委員長	今の回答に対して、説明板はあるけれども現物がない、この先指定解除するのであれば、市の方で説明板を設置する義務もなくなります。このままいくと、中途半端だとその都度その都度やらなきゃいけないことになってますが、その辺についてはどうお考えですか。
生涯学習課長	現状としてはまだ指定になっているものですので、その動き次第で対応していきたいと考えています。
委員長	この件については課の方でしっかり記録して、協議を続けていく。指定を解除するのであれば、時間をかけて解除すると。名板については市の方できちんと守っていくということによろしいですか。
委員長	ご質問等ありますか。無いようでしたら次の報告を求めたいと思えます。 イ 埋蔵文化材調査事業について事務局から説明をお願いします。

事務局	イ 埋蔵文化財調査事業 について説明
委員長	イの埋蔵文化財調査事業の説明が終わりました。ご質問等ございますでしょうか。
村田委員	繰越3件は来年度までですか。
事務局	はい。現地での実施が来年度までです。
委員長	何人でやっているのですか。
事務局	試掘は2人で行っています。
委員長	人を増やすことはできないのでしょうか。
生涯学習課長	要望を出しています。
委員長	しっかりと人を補充してもらい、守るべきものを守ってもらうために働いてもらうということをお願いしたいと思います。
井上委員	遺物整理が2遺跡ありますが、残っているものはこれだけですか。
事務局	遺跡としては2遺跡だけです。畔吉前原遺跡は第1次調査と第2次調査の2期に分けて調査しております。具体的な場所は、第1次調査が丸山公園北口駐車場建設時、第2次調査が今の自然学習館建設時となっております。尾山台遺跡の第4次調査は個人の専用住宅建設に伴って、狭い範囲で発掘調査をして、その範囲で住居跡1軒が出ました。こちらについては国・県の補助事業として実施しております。これについては来年度（報告書を）出さなければならないということです。 畔吉前原の第2次調査につきましては、版下がほぼ作り終わっていて、観察表もできております。あとは原稿を書いて報告書を出すという流れになっております。

井上委員	畔吉前原遺跡はいつまでにやるんですか。
事務局	第1次調査が、住居跡が40軒くらいあり、物量があるので、何か年かかけて終わらせたいと思っています。整理作業については平方の整理室で会計年度任用職員が整理にあたっております。そちらがまとまったうえで、生涯学習課の職員で準備することになります。
井上委員	いつまでにやるのですか。計画はどうなっていますか。
事務局	畔吉前原遺跡の第2次調査は8年度に印刷製本費の予算がつかなかったもので、9年度になります。
井上委員	なぜ出ないのですか。何年前に調査したのですか。
事務局	第1次調査が平成9年、第2次調査が平成10年です。
井上委員	20数年が経っているのはどういうことですか。担当者がいなくなったら基本的にこの手の報告書は出ません。予算を付けるには、原稿を作っていないと予算は付かないですよ。どう打開していくんですか。
生涯学習課長	人員の確保ができていないという状況がございます。小宮山も文化財専任ではございません。ここ数年の状況については、手が回っていなかったというのが現状です。この先について、2次調査の原稿は尾山台遺跡と並行して進めますし、印刷物については大元を来年度中に進めたいということは確認しております。計画についても、何年後ということは申し上げられませんが、生涯学習課の業務として対応をしていきたいと考えております。
井上委員	計画を出して、「いつまで」とやらないと、いつまでも終わりません。与条件を整理して計画を出してください。また、その内容説明は来年度の新しい職員で説明できますか。

生涯学習課長	来年度の内容については、来年度の職員でご説明することになります。来年度の文保審の時に計画を出すということになります。計画がいつ出来上がるかというお約束はできません。来年度1回目のタイミングに計画書を新しい職員で作ることは可能だと思います。
委員長	他にご質問ございますか。無いようでしたら次の内容に移ります。
事務局	ウ 上尾の摘田・畑作用具 保存活用事業 について説明
委員長	ウ 上尾の摘田・畑作用具 保存活用事業についての説明が終わりました。 御意見、御質問のある方はお願いします。
井上委員	大石南中に3教室確保ということは一定の評価をしたいと思うのですが、なぜ最後まで行きつかないのか、ということを考えていかないといけないと思います。 要は、摘田・畑作用具についてちゃんと認識されてない、ということです。国指定の認識があまいのではないかと思います。摘田・畑作用具については750点が標本資料の国指定です。似たようなものはたくさんありますが、それ以外は違うんです。未来永劫残していかなければいけない標本資料です。ところが答弁の中で「自然学習館に展示しています」という発言をしています、展示できないのではないですか。
事務局	答弁の中では「紹介するために」と申し上げており、そのものを展示しているとは申し上げていません。
井上委員	錯誤を招くような表現は避けるべきです。誤解を招くような発言を皆している。そのものは展示できません。文化財指定になったら、努力義務ですが、公開しないといけないことになっています。
生涯学習課長	自然学習館には類似品を展示しています。大宮の博物館は指定文化財の現物です。

井上委員	「上尾の摘田・畑作用具」というのはあの750点に限定して使える固有名詞でしかないんです。この点をしっかり認識しないと。蛇足を言うと、自然学習館はみどり公園課の管理ですよね。自然学習館（の展示スペース）は教育委員会が間借りしてやっているんですよね。本来なら、あの管理も教育委員会がしないといけないものですよ。果たしてどれだけやっているのか疑問でもある。
委員長	これは行政の問題なので地域振興公社から借り受けるか、教育委員会で管理するのか、しっかりしていく。自然学習館に展示するものについては類似品を展示していきます。
後藤委員	指定重要文化財を保存するに足る環境なのかという話と、所在場所の変更届（県・文化庁）等の事務的な手続きもまだ未了ということですね。収納できる環境なのか、つまり史料を安全に保管できる、経年劣化を最小限にするような保存の仕方ができるのかというお話と、この中学校がまだ動いていらっしゃるの、生徒の動線と史料を入れる予定のスペースがかなり近接しているという問題ですとか、お部屋の一部を学校が使っているところがあるんですね。なので学校の関係者の動線と文化財の関係者の動線が重なるところがあり、そのあたりを整理しないとなかなか難しいよねという話がでてきます。
生涯学習課長	移転させるという話をしたあと、県や後藤さんにお話を伺い、県や県を通じて文化庁と相談しつつ、大石南中については文化財の保管用として場所は確保しましたが、場合によっては組み替えるということも含めて場所を考えていくということです。国指定を必ず動かすという前提ではなく、いろいろ課題があるため準備段階です。必要に応じて調査もしつつということになるかと思います。課題が解決できれば動かすこともできると思いますが、県の方とも相談しながら進めていきたいと思っています。現状未定ですので、すぐ動かすということとはございません。
後藤委員	現状の大石南小では給食室が稼働している、児童と同じ建物である、公開する機会がない、という状況で、「市営の博物館を作る」となれば

	よかったけれど、そこには至らず、次善策としてスペースの拡充を図ったということだと思います。摘田・畑作の専用スペースということではなく、このあと何をどのようにスペースを使っていくかということを検討されていかれると思いますので、私からはありません。
井上委員	大石南中の3教室を確保して、誰か常駐する予定があるのでしょうか。
生涯学習課長	文化財を入れるとなると、定期的な巡回や作業スペースの確保等は必要だと思います。
委員長	国の指定なので、計画がはっきりした段階で報告するということがよろしいですか。
井上委員	学校の空き教室を確保したとのことですが、文化財以外にほかの部署で他の空き教室が使われる計画などはあるのでしょうか。
事務局	ほかの部署が入るとするのは今のところ聞いておりません。
井上委員	今のところでも十分に人手がかけられていないです。以前に大石南小1棟に入れるイメージで計算したら、9（教）室必要だということが分かった。9室に収納するにはそれなりに収蔵庫などの備品も用意してもらわないといけないし、人員も必要で、予算要求をしてもらわないと動かないんですよ。 今の状況だって、せめてクーラーだけでも入れてもらわないと保存できない。人を管理するのも、大石南小4人、平方小2人の会計年度任用職員の管理というのも十分にできているのかわかりません。正規の職員でも嘱託の方でもとにかくチーフを置いて、コントロールをして計画を立ててやっていくという運営の仕方を考えていかないと、会計年度任用職員の方だけでは判断できないことがいっぱいある、というような問題も生じているので、その辺についても全体の計画の中で考えていく必要があるのではないかと思います。

委員長	行政の皆さんもプロ集団だと思いますが、委員会のメンバーもプロ集団ですので、しっかり聞くべきものは聞く、問い合わせるものは問い合わせる、ご指導いただくものはご指導いただくという方向で。特に人の管理というのは大変難しい問題ですが、しっかりと管理していかなければ進みませんので、しっかりと管理をしていくという方向で大丈夫ですか、課長。
生涯学習課長	現状、分散して作業しているという形になっています。基本的には定期的に職員がまわったりしていたのですが、現状一人欠けている状態で、定期的な巡回がままならないという状況にあります。ですので、ご指摘がありましたように、専門的なお話というよりはこちらの行政側の管理の問題ではございますけれども、作業をいつどこまでやるといったようなものをきちんと作って、それを定期的に確認するという流れを作っていくべきだと考えております。
犬飼委員	昨年の11月の作業部会の位置付け、どういう役割を果たすのかわかりづらかったのと、どういう風に具体的に生かしているのかお聞きしたい。
委員長	作業部会は、上尾摘田・畑作用具の専門部会ということで開催しました。大石南小も含めてどのようにしていくかという方向で進めていくのですが、第1回の説明会で終わっているというのが現状です。2,3回と続けていってしっかり文化財を保存して後世につなげていきたいと思います。
生涯学習課長	作業部会についてですが、今後改めてご相談する予定でございましたが、来年度以降について、作業部会と文保審とが役割分担が明確でないということと、摘田・畑作用具検討委員会として本来開催すべきという部分がございます。事務局の方向としては、改めて摘田・畑作用具検討委員会を開催するとして、そちらを設置するにあたって、課題を抽出して、実際に現実的なものになるように計画を作る前の前の段階というところから改めて仕切り直して進めていければいいのかなと思っており

	ます。その際には民俗の先生方にお声がけして、また外からも人を併せて摘田・畑作用具検討委員会を組織していければと考えております。
委員長	部会ではなく委員会として立ち上げるわけですね。
井上委員	資料を移動するときには今上尾市にいる職員では手を出せません。
事務局	文化財を移動するにあたっては専門業者に依頼します。
井上委員	基本的には受託した学芸員がやることになっていて、専門業者は受託した学芸員がコントロールできる専門業者に任せることになっています。なぜそういうことを言うかという、今上尾には学芸員がいらないんですよ。学芸員という発令がない、なぜかという施設がないからです。大石南小の資料室は公の施設ではないですからね。学芸員の配置をしてもらいたい。移動するときには杉山さんなり村田さんなりそれ相当の技量がある方がいますから、その人が行って動かすことは可能だろうとは思いますがね。
委員長	しっかりと計画を練って進めてもらいたいと思います。学芸員の件も前向きにご検討ください。
事務局	エ 文化財保護啓発事業の報告、オ 歴史資料調査事業について説明
委員長	エ 文化財保護啓発事業の報告、オ 歴史資料調査事業についての説明が終わりました。 御意見、御質問のある方はお願いします。
岸委員	岡田家文書にはかなりの点数があり『岡田家文書』という冊子で出ているが、文書目録としては出ていないんですね。文書１点１点の資料カードを記入して、それがそのまま目録につながるようなソフトが今ないのでしょ

事務局	現場で杉山委員さんや海老原さんとお話ししておりまして、エクセルの一覧になったものをワードに流し込むことができるので、型紙を買って両方の手間がかからないように進めていきたいと考えています。中性紙封筒も同じで、封筒に1個1個書くというよりは、ラベルに印刷して貼り付けるという方法も来年度は並行して進めていきたいと思っています。
杉山委員	フォーマット作って、エクセルに入力してワード打ち出して、ということだが、封筒に貼り付けるその紙も中性紙で出さないという意味がないので。
事務局	中性紙のラベルを探しているところで、その形で進めていく予定です。
委員長	ほかに御意見、御質問がなければ、次の議事に移ります。
委員長	【4 議事】 議事（1）「令和8年度の主な文化財保護事業の計画について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	ア 文化財調査・保存事業 について説明
委員長	ア 文化財調査・保存事業計画の説明が終わりました。 何かご質問等ございますか。 無いようですので、続いての説明をお願いします。
事務局	イ 埋蔵文化財調査事業についての説明
村田委員	後山遺跡については、個人住宅ですか？
事務局	建売業者が買って、建物を建てて売ることなので、事業者負担の発掘になる方向で進んでいます。既存宅地の建て替えに伴っていま

	す。家一軒分なので、面積としてはそれほど大きくないです。藤波団地内で100平米くらいです。
井上委員	馬蹄寺の報告は？
事務局	県の文化財博物館課の方に連絡して、現状変更の申請が必要かどうか確認しました。 普段の枝下ろしや支柱が斜めになっているものをまっすぐにする程度の直しならば、「根っこに影響のないように進めてください。手続きは不要です」との回答をいただきました。電話での確認だけでなく、しっかり記録を残します。上尾市の補助金を使う事業なので、書類を出していただきます。県の補助金は、去年の5月の段階で申請していればもらえたのですが（申請しなかった）。（申請が）遅くなれば余っている可能性があるので、確認してみてもとられています。
委員長	すみやかに申請して県からもらえるものはもらってください。
委員長	ほかに御意見、御質問がなければ、次の議事に移ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	上尾の摘田・畑作用具保存活用計画について 説明
犬飼委員	畑作についての調査・研究は映像や写真の記録が少ないとあるが、そこを中心に調査をしていくのでしょうか。私が大谷農協の目録を作っている中で、この地域一帯が麦の関係、大麦だとか小麦だとかの資料がかなりの量あったので、映像や写真などの記録だけではなく、文献や歴史資料も含めてこれから調査を進めていってもらえばいいと思います。
委員長	特に上尾の場合は田場というより、畑の作業が多かったと思うので、中山道麦地といって有名なところですので、そのあたりを踏まえて保存するということで。ただ映像は残ってないですよ、昭和30年代。

事務局	映像は残っていないので、摘田・畑作の復元の映像のように、当時の畑作というの映像化して残していいのではないかと思います。民具の使い方も図鑑で見て知ってはいるが、実際使っている様子を見たことはありませんので、使っている方が生きているうちにそういう記録を撮れば、映像化しなければならないと思います。
井上委員	国指定の文化財なので、地域計画の中心になってくると思うが、それに関係する農業関連のものも併せて整理をしていかなければならないと思います。市史も出ているのでそれをベースにして、上尾の歴史・文化をどのようにまとめていって、どのように紹介・活用するのかという地域計画のなかに盛り込んでいくという作業が必要なのではないか。ぜひ皆様、専門は専門の、餅は餅屋で、その辺のところをまとめていくという準備をしていかなければならないのではと思うが、いかがでしょうか。事務局で悉皆調査全部やるのは無理なので、その取りまとめの粗々の原案というかそういうものを、その辺のところを我々は考えていくという視点を持って、我々が作業していくというのはどうですかね。
委員長	消えていった部分も多いので、しっかりと皆さん方でまとめていただいて後世に伝えていくものでありますので、しっかりとまとめる方向で進めるということによろしいですか。
井上委員	皆さんその意識で、次回にでもこんなのがあからこんなのでまとめたらどう、という提案をいただけたらありがたいなと思います。
委員長	それでは、各々がその分野の専門とするところを次回の委員会までに、事務局の方に何らかの形で出したものをレジュメにしますか？
生涯学習課長	どういう形がいいのか、再度ご相談させていただけますか。出し方、取りまとめの仕方も含めて相談させていただいて。
井上委員	整理してあげないと、どこから取り掛かっていいのか事務局の方もわからないのではないかと思います。

委員長	特に管理職の方々は2～3年で変わっていってしまうので、それを次に引き継ぐという部分もありましょうし、委員さん方の意見をしっかりとまとめて文化財の継承を進めていきたいと思いますので、これも宿題です。
後藤委員	別紙3の表側について、事務局で現状と対応策をまとめたものですか。これは計画に載るものですか。「発生する懸念と対策」という部分を来年度から実施していくというのではなく、計画を作る中で、こういったことが検討課題として上がってくるかな、その対応策としてこういったものが考えられるかな、という事務局の案をまとめたものということですか。
事務局	こういったことが考えられるのではないかと、という範囲です。色々混ざっているのですが、すぐ対応できるものはすぐ対応したいと思います。特に加湿器・除湿器などは購入すれば設置できるものなので。こういったものはすぐに対応して、設置した結果どうなったかということもありますが、こういった内容を計画に記載していきたいと思います。
後藤委員	事前にご相談いただければというものがあります。書いてある対策、一般的には正しいと思われるものですが、バランスが大事でして、例えば高温ということに気をされて、断熱材やよしずを設置するところ、室温が下がればその分相対湿度が上がる可能性が高くなるので、重ねての湿度への対策が必要になるなど、環境を整える上でのバランスがあります。1個対策すると別のことが起きてくるという、それが繰り返されると追加で予算を使って対策を立てたのに、ということもありましょうし、冬の対策のところで加湿器の設置という話がありますが、これは時々弊所でもご相談を受けることなのですが、加湿器の取り扱いはかなり難しいです。除湿器を設置するより慎重に進めなければならないということがいろいろな対応や調査の結果わかっています。具体的にどういったところにお困りごとがあるのか、お悩み事があるのか、実際史料にどういった影響が出ているのか、事前に相談をしていただければ、マッチするような具体的な方策もご提案できると思うので、ここの(2)の

	ところは事前にご相談いただけるとよろしいかなと考えています。
委員長	事務局の方でもしっかり記録して、温湿度管理は難しいですから、よく相談して進めてください。 ほかに御意見、御質問がなければ、次の議事に移ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	エ 文化財保護啓発事業、才歴史資料調査事業について説明
杉山委員	来年度の夏休みの子ども事業はやらないのか、というのが1点。オの方は、中性紙の入れ替え、1100点購入するということですが、計画を見ると1100点以上の史料点数があります。十分対応できないのではないかと思います。今話があった「岡田家文書の整理を進める」ということが計画表の中に入っていないのですが、どういうことでしょうか。
生涯学習課長	中性紙の入れ替えについて、須田家文書の紅花についての部分を今年度購入したということになります。来年度については残り1200点分を購入予定で、それは予算が取れております。その次については順次、概ねこの計画で購入していきたいということは昨年度財政課に交渉済みです。財政状況によって変更も出てくるかと思いますが、基本的には令和8年度についてはそのような予定になっております。8年度までのものは購入できます。
事務局	夏休みのこども教室について、本年度は8月の終わりになってしまったので、来年度は8月早い時期に市役所ギャラリーを確保したので、内容は未定ですが、展示を開催していきたいと思います。
岸委員	岡田家文書が量的に多いので、大石南小で箱に入れたときに、まだ量的に余裕があるのでしょうか。先ほど話が出た八枝神社文書については、八枝神社が持っているもので、岡田家文書は寄贈になっている、つまり市の方で所有しているものが優先される、そうすると民間で預かっているものの先行きが心配なのでお聞きします。

事務局	収蔵スペースはまもなくいっぱいになると思われます。整理の方法について、隣の部屋の歴史的公文書についても併せてこれから考えてまいります。
委員長	岡田家文書についてはしっかりと保存するという方向で、収蔵スペースも確保していく方向でお願いしたいと思います。
井上委員	物をちゃんと整備して保管していかなきゃいけないんですよね。 次回の審議会の時はほぼ一日取って、午前中は現地を見て、いろいろなところに分散していますからね、現状把握をしていかなきゃいけないなという気がしています。次回、現地確認というところを含めていただければと思います。
委員長	特に新しくなられた委員さんもありますので、午前中現地へ。
生涯学習課長	日程の設定や方法については、改めてこちらで検討した上でご提示したいと思います。
委員長	各委員さん方をお願いなのですが、次回もしできれば現地を見て歩くということと、そのあとに議論をするということで進めたいと思います。そういう段取りをつけられればつけてください。 ほかに御意見、御質問がなければ、次の議題に進みます。 次に、(2) 殿山古墳 現状変更申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1 1月上旬に所有者である本田さん・大堀さんより、「今のままでは牧場に迷惑がかかるため、土嚢でなく（所有者で）柵と杭を設置して土砂の流出を防ぎたい」という申し出がありました。まずは土砂の流出を防ぎたいとのことで、墳丘には一切触れず、境界ぎりぎりのところに杭を打って保護の柵を設置したいということです。文化財保護審議会で審議していただいたのち、許可が出れば発注して策を講じていきたいとい

	う申し出がありました。着手は行為許可後となっているが、そもそも許可が必要なものかどうかはわからず、今回この場で審議していただきたいと思った次第です。許可後すぐの発注でも2か月はかかるとのことで、台風が来るまでには設置をしたいという意向です。
委員長	これは持ち主の方で経費負担をするんですか。
事務局	市の予算要求の時期が過ぎていたため、それはご了承いただいた上で、「(本田さんが)ひとまず負担しますが、それ以降南側等を整備するときは計画的に補助をしていただいて進めたい」ということになっています。この古墳の保存計画についても、所有者と相談し、計画を作成しながら予算措置にもっていけるようにやっていきたいと思います。
委員長	並行してできますか。かなりの宿題が出てしまっているの、それを一つずつこなしていったって2～3年はすぐ過ぎてしまう。特に殿山古墳が雨が降ると崩れていってしまうので。
事務局	それをどうにかしようとして土嚢を積んでいたのですが、木は腐って落ちてしまったので。木も全部抜くのではなく、基本的に墳丘が傷まないように墳丘の測量を10cmで止めて古墳はいじらないということでした。古墳そのものはいじらず、古墳のわきに隙間をあけて柵を設置するという方法を取るということです。試掘調査は人力でやりたいと考えています。
委員長	この件については早急の問題として出てきましたが、古墳の崩壊が始まっているということですので、各委員さん方に置かれましては、これを進める方向でご理解を得ないと思いますが、どうでしょうか。
村田委員	墳丘の指定範囲に入っているんですか。筆で指定してあるのでしょうか。墳丘だけなのか。筆指定？墳丘指定？
事務局	墳丘の指定範囲に入っていまして、筆で指定しています。

村田委員	筆指定の場合、史跡の現状変更許可の手続きが必要ですね。 柵を二重にして間に山砂を入れる感じですか。
事務局	山砂は柵の２段になっている場所だけです。
村田委員	そうすると墳丘と最初の壁の間は空白になるということですか。自然に埋まっていくことを想定している。何で埋まっていくことを想定しているのでしょうか。
事務局	いろいろな古墳の保存方法を見ると、人力で山砂を埋め戻したり、法面に芝生を植えたりという案もありますので、ひとまず所有者と相談し、皆様にも相談させていただければと思います。
村田委員	まずは二つの柵と柵の間に山砂を入れて、それ以上反対側に崩落がいかないようにするということですね。崩落面の調査はされますか。
事務局	しておりません。土器が刺さっているのは（確認している）。現実的に難しい感じです。
村田委員	試掘をされるということですが、試掘はどんな形でされる予定ですか。
事務局	柵の下に沿って人力でスコップで掘るしかないような状況です。地山が残っていれば旧石器の有無を確認します。
村田委員	今の現状の測量はどこまでできるものですか。平面でも３Ｄでも何でもいいのですが、崩落が進むと変わっていつてしまうので、記録として現地形は記録が可能なのでしょうか。
委員長	設計事務所で測量も含めてやってもらうことはできますか。
事務局	確認します。壁の素材は強化プラと聞いています。

村田委員	おそらくこんな状況なので何らかの措置をしないと難しい。墳丘自体が残っていない場所なので、古墳の価値にあまり影響しないという判断のもと、景観がちょっと変わってしまうというところを考えると苦しいところですよ。通常のネットとかでの対応も難しいですよ。
井上委員	工事をするときに注意いただきたいのは、山砂を入れるときに通常業者さんはきれいにしちゃうじゃないですか。そのとき墳丘削ったりされることが心配かなと。あと杭を打つのが相当狭いですよ。杭打ち使いますかね。
事務局	20cm幅の穴をあけて、そのあとに油圧式の杭を入れると聞いています。
村田委員	狭いところでやるから現場合合わせで邪魔なところは削っちゃうとか、そういうことが起きないようにというところが気になりました。あと、これが起きたのが9月ですよ、早めに一報頂けると問題点を少し整理して臨めたのかなと、図面を見たのが昨日なので。そのとき連絡もらって何かすぐにできるわけではないけど、今回みたいに難しい事例だと、場合によってはいくつかの事例からお話しできたかもしれないし、先ほどの現状変更の件ももう少し問題点を整理して考えることもできますので、できればもう少し早めにご連絡を頂きたいと思います。
委員長	村田先生にも現地を見てもらいましょう。これは早急に進めなければならぬので、進める方向でいいですか？
井上委員	いや、だめですね。ちゃんと出してもらってください。どういう工事をして、途中はどうするのか、細かいところの図面も出してもらわないと具体的に進まないんじゃないですか？それが分からずに「いいですよ」なんて無責任には言えないです。総論的にはやらないといけないうのはわかるけど、そこは書類に残していかないと。
村田委員	当然現状変更の書類、施工のための設計書とか、出てきたものを急に

	処理するのではなくてやり取りの中で合意、許容できる範囲だなということを確認させてください。
委員長	私も行きますので、村田先生と井上先生と現地を見て確認してから早急にやらなきゃいけないので、現地調査も早めに段取りして行ってください。
委員長	最後に「(3) その他」について、事務局からお願いします。
事務局	事務局からは特にございません。
杉山委員	市役所のロビーにかかっている掛け樋の絵図について、黒い幕がかかっているけれども、遮光性のあるものなのか、ただの厚い黒い布ではないのか危惧しています。本来なら外して暗所に置くべきじゃないかと思えます。もし遮光性のない黒い幕でしたら、遮光性のあるものに変えた方がいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。
事務局	絵の取り扱いについて調べましたところ、国の文化財ではないのですが、国の基準としては60日以内に期間を限定すること、という基準がありまして、水彩・和製のものは30日以内ということも書かれていました。カーテンについては遮光性のあるものを購入しています。非常に重いのですが、なんとか外して写真などに変えとか、あとは、ケースを外して軽くして遮光性のあるフィルムを貼った軽いものに変えて保管する等検討していきたいと思えます。
井上委員	30日は年間通して30日。基準がある。 自分が見に行けるということはいたずらもできる、いたずらされた跡が分からないという可能性もある。そういう場所に置いてあるのも危険だし、引き上げてレプリカなり写真なりを置くという工夫はしてもらった方がいいと思えます。

委員長	ありがとうございました。事務局、皆様から他になれば、本日議事は全て終了とします。特に今日は長時間にわたり皆様に大変御協力賜りまして、ありがとうございました。
生涯学習課長	遠山委員長には長時間にわたり議長を務めていただき、ありがとうございました。 また、委員の皆様には、慎重なる御審議をいただき、ありがとうございました。 【5 閉会】 「閉会」にあたりまして、委員長職務代理者の岸委員に閉会のことばをいただきたいと存じます。
岸委員	<閉会のことば>
生涯学習課長	ありがとうございました。 本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。 以上で令和7年度 上尾市文化財保護審議会第2回会議を閉会といたします。